

# 第 8 回 協 議 会

(平成 1 5 年 7 月 22 日開催)

## 会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 8 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 5 年 7 月 2 2 日

開催場所 西伯町森林公園 森の学校 体験学習館

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭  
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓  
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫  
橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人 亀井 雅議

欠席委員 板 秀樹

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦  
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃  
合併推進室主事 前田智恵子 会見町税務財政課長 竹内 誠一  
西伯町町民生活課長 生田 和久 会見町町民生活課長 野口 晃  
会見町福祉保健課長 赤井 安男 西伯町健康福祉課長補佐 関 秀隆  
会見町税務財政課長補佐 稲田 豊 西伯町町民生活課長補佐 亀尾 隆志  
西伯町町民生活課主幹 田辺 登 西伯町健康福祉課主幹 谷口 秀人

(開 会) 午前 9 時

奥山室長 おはようございます。車の駐車場が下の方にありまして、ちょっと御迷惑おかけしておた訳ですけども、お許しいただきたいというふうに思います。本日の 7 月 22 日は、来年の平成 16 年 10 月 1 日の合併まで 437 日前ということでございます。引き続きまして、合併への取り組みに御協力をお願いしたいと思います。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第 8 回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。委員 17 名のうち、16 名の方が出席であります。板委員が所用のため、御欠席でございます。本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定によりますと、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議では、成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりごあいさつをお願いします。よろしくをお願いします。

坂本会長 皆さん、おはようございます。第 8 回の合併協議会、早朝から森の学校体験学習館にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

7 月の 3 日に第 7 回会議を行ったわけでございますが、以降、いろいろな出来事がございました。7 月 8 日には、IT の講習会を開催いたしまして、県の岡村参事監の方から、御講演をいただいたわけでございます。委員の皆様方にも多数御出席をいただきまして、ありがとうございました。内容は大変難しかったのではないかなと思いますけれども、非常に両町の合併の将来に夢を大きくかける内容ではなかったかと私は思っております。この IT がまちづくりの大きなベースになるということを改めて確信をしたような次第でございます。まちづくり委員会の方に大いに反映をさせていただきまして、今後のまちづくり、IT をひとつ核にしたまちづくりを進めていきたいということを改めて認識をしたような次第でございました。

それから、7 月の 20 日には、境港市で大変注目を集めておりました山陰地方では初めての特例法によるところの住民投票実施になりまして、9,756 票と 6,736 票という 3,000 票余りの大差で、単独存続が決定になっております。それぞれの運動を進められた方からも、新しいまちづくりに心一つにして協力をしていこうというようなコメントがテレビで放映されておりまして、私も大変見ておって気持ちがよかったわけござい

ます。いろいろな動きはありますけれども、このような形で決着がついて、それはそれでよかったなというように思っておるところでございます。

いろいろ申し上げたいこともたくさんありますけれども、そういう大きな特徴的な出来事がありました。きょうは、協議事項といたしまして新町事務所について、それから税務事務の取り扱いについてを議題といたして予定しておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

きょうは、このような緑陰すがすがしい森の学校というところで開催でございます。どうぞいい分別を出していただきまして、すがすがしい結論を、妥当な結論を得られますようによろしく願いを申し上げまして、ごあいさつとかえさせていただきます。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定によりますと、会議の進行は会長が当たっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、私の方で進めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、議事録署名委員の指名でございますが、塚田勝美委員、梅原弘誓委員さんをお願いをいたしたいと思います。

協議事項に入らせていただきたいと思います。

1番、新町の事務所の位置について。これは、合併推進室の桐林次長の方からお願いいたします。

桐林次長 それでは、御説明申し上げます。

本日の資料の2ページ、3ページの方をお開きいただきたいと思います。議案第1号でございます。新町の事務所の位置について。新町の事務所の位置について、次のとおり決定するというものでございます。位置の決定に当たっては、新庁舎を建設する、現有庁舎を活用することとするということで、いずれかに今回におきまして決定していただきたいということでございます。資料につきましては、前回までの協議会で提出させていただいたもので一応打ち止めということで御了解をいただいたということで、本日につきましては、最終的な決定に向かって御意見を交換していただいて、所期のとおりの方針を決定していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

坂本会長 この1番につきましては、そこにも掲げてございますように3月の第3回の

協議会で、7月までに決定をしようということを確認してまいりまして、以降、いろんな角度から文書、書類を出していただいたりして、検討をしていただいたというように思うわけです。きょうはよろしくお願い申し上げます。

どなたか、御意見や御質疑はございませんでしょうか。

福田委員。

福田委員 御意見もなかなか出にくいようですが、私も実は途中からこの協議会参画をさせていただいております、十分な認識がないかもわかりませんが、いずれにしても合併後の拠点となる庁舎でもございます。しかしながら、現在の状況から考えてみますと、非常に財源的な見通し等も必ずしも楽観すべき状況ではないんじゃないかなという気がいたしております。したがって、現在の西伯町におきましても、会見町におきましても、庁舎を見ますと老朽ということには当てはまらない。今後まだまだ十分活用ができるものじゃないだろうか、今後とも推測をされるわけでございまして、今ここで多額の投資を行うよりも、むしろ現有庁舎等を活用して、十分なる合併後の、むしろ行政施策に力点を置ける体制を十分統一されとるんじゃないかというような実は気がしておるところでございます。私個人的にはそのような御意見を反映させていただきたいなと思っておるところでございます。

坂本会長 ありがとうございます。ほかにはございませんか。

岡田委員。

岡田委員 私も今の委員さんと同じような意見でございまして、議員さんとは違って、多くの町民の声を聞くというような立場にございませんけれども、何人かの要望の中には、この際だからより妥当な位置にきちっと、銭が要っても新しい庁舎を建てるべきだという声もあることはございます。がしかし、さっきお話しになりましたように20億でしたかいな、相当な財源を必要とするということであれば、両町の現有庁舎を最大限に活用して、合併当座をしのいでいくと。しのいでいくという言い方は余りよくないかもしれん。そういう考えにならざるを得ないというふうに思っておるところでございます。先ほどの御発言に賛成の意見でございます。

坂本会長 ありがとうございます。ほかにはございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 私もそういう意見に対して異議を唱えるものではございません。少なくとも今の財政状況等々をかんがみながら、両町のそういう面について、ただ、どういたしますか、

財政だけが先回りしてどんどんどんどんいって、どうだこうだという議論じゃなくて、私どもの住みよい町をどういうふうにつくっていくか、いわゆる私どもの会見町としての、町長いつもおっしゃっておりますが、公約の中にも掲げておられるわけですが、まず人づくり、いわゆる教育の問題、人づくりの問題、あるいは顔の見える合併というようなことも含めながら、ただ単に財政等々で金を使ってどうだということじゃなくて、違った面でそういう、まだたくさん合併後に対して何もしないということじゃなくて、何らかのことをその中に盛り込むことが今後求められてくるんじゃないかなというふうに考えております。例えば、いろんな建物だけじゃなくて、先ほど会長さんのごあいさつの中にもございましたように、IT関係の関係等々も含めながら、それらを十分に鑑みながら、今後は両町で今、現有しております施設もちろんのこと、少なくとも庁舎についてはこれをどういうふうに活用するかは今後にゆだねながら、現有を十分に活用するというのでやっていければというふうに私も思っているところです。

坂本会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 同じ基本的には考え方になるわけですが、当初の提案があった時点から、実は私は現有庁舎を活用すべきだということを申し上げてきました。いろんな事務局の方から資料を出していただいて、やはりその考え間違っていないというふうに思っております。確かに住民の皆さん方の中には、この際、新しい庁舎を建てて、心機一転やるべきだという声もあるのは事実、二、三聞くところでございますけれども、提示のありました資料等を吟味いたしますと、やはり現有庁舎を活用してやっていくのが一番妥当じゃないかな、こういう考え方がますます強くなったなというふうに感じております。私も先ほどから出ておる意見に賛同したいというふうに思います。

坂本会長 ほかにございませんか。

梅原委員。

梅原委員 今いろいろ意見を伺いましたが、やはりいずれにしても新庁舎が必要であると、いずれかは必要であると思っておりますが、ただ現状のいろいろな面から見て、当面は現庁舎ということで分庁方式といたしまししょうか、そういったことで進むべきかなと私も思いますが、ただこのまま分庁、行き先末代までというわけにはいかないと。恐らく住民感情からしても、非常に不都合な面が多分に出ると思っておりますから、そういったことを考えれば、分庁方式をいつまでも続けるんじゃないかと、いずれかの時期には新庁舎を建設するという、

そういう前提で決めていただくのが妥当であろうと私は思います。以上ですが。

坂本会長 これはちょっと会長の見解として述べさせていただきたいと思いますが、本庁舎をするのか、分庁舎をやるのかというのは、今の建物が新しいので当面、分庁でやって、また古うなったら本庁でやるのだということでは私はないように理解しているわけです。それは、まちの未来の姿として分庁でやっていくと、例えば西伯町役場が古うなれば、また西伯町の分庁を新しくしていく。会見町の分庁が古うなれば、会見町の分庁を新しくしていくという考え方だというように思っているわけです。ですから、どっちかが古うなったら、そのときにまとめて新しい庁舎に一本にしようやというのは、これはそのときのまた行政で考えりゃええことじゃないかというように思うわけですよ。今、そういう前提で、いうことはどんなものでしょうかな。

どうぞ。

梅原委員 今の会長の御意見ですと、未来永劫に分庁でやるというふうに受け取りましたが、それではちょっと余りにもだめではないかと思うわけですが、いかがなものでしょうか。

坂本会長 私が言いますのは未来永劫にとかではなくて、その分庁舎が古うなったときに多分そのときの行政が、政治が考えることではないかなというように思うわけです。この際、本庁舎一本にしようとか、引き続き分庁舎でいこうやっていうのは、そのときに考えることではないかなというように思うわけです。今ここで未来永劫に分庁でいくとかいうようなことではなくて、そのように理解、私はしているところでございますけど。これ違うのでしょうか。

塚田委員さん。

塚田委員 先ほどからお話出てるんですが、未来永劫、分庁でやっていくということでもないわけでありまして、私は先ほど坂本会長が言われたのが正しいんじゃないかなというふうに思ってるところで。いかがなものでしょうか。

磯田委員 いいですか。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 私もそう思います。将来どういうふうになるのかわかりませんので、ただ多分、今、坂本町長さんがこっちの庁舎が古くなったら新しくしてってというようなことをおっしゃったから、その辺がちょっと誤解をされたのかなってというような気はするんですけど、そこを古くなったから、私はそこを新しくするんじゃなくて、古くなったから、じ

やあ一本化しようか、じゃあそこをまた建て直そうかっていうふうに私は今、理解をしたんですけれどもね。そういうふうな理解の仕方をすれば、今ここで、じゃあ後でどうでも一本化するっていうんじゃないで、その時世に合わせてどういうふうに、議員さんもかわられるでしょうし、あるいはどなたが町長さんになれるかわかりません。ずっと永劫されるかもしれません、ちょっとその辺わかりませんのでね。今の時点では、将来的にはそういう格好に持っていくっていう格好になるのかもしれませんが。ちょっと今のところわからないんじゃないかなっていう気がします。だから、今は現有序舎を活用してって、私はついでに言わせていただくと、現有序舎を活用させてもらって、それで町民の方が本当にサービスが不自由ない、いろいろな意見を聞いて、こうしてほしい、こうしてほしいっていう意見があれば、最小限できる限りのことはするっていうのが一番、私は理想的な姿になるんじゃないかなっていう気がするんですけど。だから、会見町、西伯町が本当に不自由のない姿になれる最小限譲れるっていうことを皆さんが話し合いしていくべきじゃないかなって思うんですけども。

坂本会長 私の言い方が悪くて誤解を招いたかもわかりませんが、要は本庁舎一本にするということを前提にした本庁舎方式ではないということが言いたいわけです。

宇田川委員 いいですか。

坂本会長 どうぞ。

宇田川委員 今、町長は、現時点では私も分庁舎でもいいと思いますけども、我々会見町の議会は、この合併という問題にまず取り組んだ中身の第一が、2町合併はできるだけ避けようという大きな課題を抱えてこの合併に取り組んだわけです。といいますのが、今でも会見町の中では旧賀野村と旧手間村の賀野と手間というのが底辺にないといったらうそであるわけですし、西伯町の場合は5村合併ですし、そういうのが割かし少ないわけですし、それと役場の本庁舎、分庁舎が2カ所にあるっていうのは、やはり作業効率的には私は将来的には財政等いろいろ許すことがあるなら一本化すべき、これが行政に求められる最大の課題ではないかというふうに考えますので、議事録に必ず残ることでございますので、私は将来的にはやはり一つの行政で全域をカバーするっていうのが望まれる姿ではないかというふうに思いますので、ぜひその点は御理解を願いたいと思います。

坂本会長 いいですか。

橋谷委員。

橋谷委員 私も坂本町長さん、それからまた磯田議員さん、意見同感なんですけども、

やっぱり将来のことはその時点で考えるべきでありまして、今の時点では私も現有庁舎を利用っていうことに賛成なんですけども、その線でいくべきだと思います。

先日、ITの講習会にも参加させていただきました。ちんぷんかんぷんでわからないことでしたけども、何だか建物にこだわらなくてもやっていけそうだというような、そういう感じはありました。ですけども、やっぱり直接の窓口っていうのが必要だかっていうこと、これからますます大切だかっていうことを感じましたので、本庁舎、分庁舎、そういうことにはまずこだわらなくても、やっぱり住民が相談に行ける窓口っていうのは身近に必要なだかっていうことを思いましたので、やっぱり今の現有庁舎を最大限に活用して、住民へのサービスっていうですか、そういうのを低下させないようにしていくことが大事だと思います。

坂本会長 ありがとうございます。

福田委員。

福田委員 先ほどから出ておりますように、確かに今回の合併そのものの背景というものが、お互い同時に合併しようという機運でなくして、全国的な特例法によるところの推進だという認識を私も持っているわけですし、その中で国が今、示しておりますのは、やはり大きな合併、そして税財源を含めたあり方というものについての10年ないし15年の見通しは、何とか小さくてもできるんじゃないかという淡い期待というか、まだ我々もそこまで確信は持てませんが、これからのそうした背景がどう変わっていくかということについて、まだまだ本当は不安があるわけです。

それともう一つは、鳥取県の中におきまして、県が最初示しました3つの案を中心に、我々は少なくともいつも言うておられるように、身近な顔の見える、そして住民にとって効果あるものを選択しようということで、どちらかという小さな合併の枠組みを模索した、このことから考えてみますと、当面、本当に会見町と西伯町が2町合併をして、やっぱり小さくても、住民にとってもよかったなあ、もう一つはやっぱり恐らくこれからはまだまだ動きは出てくるだろうと思いますが、西部の米子市を中心としたそういう動きは展開をされるであろうと思いますが、それはそれとしてええですけども、要はこの2町合併が、最低でも15年は、そして自主的にとにかく安定した行政をまず作り上げていくことが、今回の合併の起爆剤としてやっぱり住民の理解をしていただくことと、それから執行に当たられる関係者の並々ならぬ努力をやっぱり持っていく。私はこのことをやっぱりこの協議会を通じて、意思統一をできればしておきたいなというぐあいに思っておるとこ

ろでございます、先ほど来から分庁舎からも、あるいは効率の問題が出ていますけども、将来的にはやはり2つより1つあった方が、行政のそうした効率的にはいいだろうと思いますが、何分にも広範囲な地域になってきますから、その段階でないと我々は経済的な背景なり、住民意識感覚、そのことは十分掌握できませんので、先ほど町長おっしゃったような分庁方式であっても、やっぱりそれに対する対応というものが住民に理解をされれば、私は問題ないなというような気がしております。ただ、会見町さんの方から発言があった、将来的にはやっぱり1つというのは、この際、条件にまでは果たしてどうかなという気はいたしておりますが、御意見としては私どもも十分拝聴もし、理解をしておきたいと思っております。

坂本会長 いいですか。

福田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、この事務所の位置につきましては、長きにわたっているんな角度から検討してまいりまして、本日、結論を得ようという目標で進んできました。私としましては、全員合意ということで、採決というようなことにはしたくないわけでございます、御異論がないということが一番望ましい姿だなと思っておりますが、そういうことで皆さんの合意をいただいて、今のお話の中では現有庁舎を活用することで話がまとまるのではないかと思います、いかがでございましょうか。そういうことで決めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、位置の決定に当たりましては、現有庁舎を活用する分庁方式を採用することに決定したいと思います。ありがとうございました。

なお、協定書の締結をことしの暮れ……（「協定書は大体、ことしの暮れぐらいまでに」と呼ぶ者あり）暮れぐらいに大体、締結するようになりますけども、そういうまでに事務所を、事務所といいたいでしょうか、例えば産業課はどこ置くかとか、そういうことについて決定しなければいけないというように思っております。よろしく申し上げます。

次に、移りたいと思います。協議事項2番、税務事項の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

これは、前回、提案事項で、竹内課長さんの方からのお話がありました。二、三課題がございましたね、そういうことも踏まえて、ひとつきょうは説明をお願いいたしたいと思います。

竹内課長さん、よろしくお願ひします。

竹内課長 よろしいでしょうか。会見町税務課長の竹内です。よろしくお願ひします。前回の提案をいたしましたときに、ちょっとだけ質問がございまして、一つには補助金を出して、例えば青色申告の補助金についてでございますが、それぞれ補助金の受け入れ先の農協さんとか、商工会さんがどういう気持ちでおられるのか、その辺の意向も聞いてもらったらどうかという御意見があったと思いますが、会見町農協の支所長さんと、それから会見町商工会のあれは事務局長さんと指導員さんっていうんですか、にその辺の御意見といたしますか、感想を聞いておりますので、紹介させていただきます。

お二人とも、こういう時代でありますから、補助金の削減はある程度やってくるだろうと、やむを得ない状態であるだろうというぐあいに認識をされております。それで結局、業務の中で、商工会さんなんかは、データによって青色申告指導というものが業務の一つとしてあるわけでございますし、農協さんの方にもそういった形での業務の役割っていいですか、それがあろうございまして。ですから、青申の補助金が削減されようが、とにかく今までどおりの指導といたしますか、税務指導はさせていただくと、するということでございます。

ちなみに、会見町、西伯町のそれぞれ青色申告をされている農家の方の人数を申し上げますと、西伯町の方は青色申告をなさっている農家が141軒ございます。会見町はその倍近くになりまして252軒です。これは14年度の状況でございます。それから、商工会でございますが、商工会につきましては、西伯町が65軒、会見町は39軒という形になっております。以上のような状況でございます。

坂本会長 前回の協議会で、いわゆる青申のJAと商工会の今、補助が会見町の方でなされておりました。この補助金の削減はやむを得んといって、団体の方が言っておられるということですか。

竹内課長 そういうことです。

坂本会長 出さん言うものはどげしゃあもないということでしょうな。そういう今、竹内課長さんの御報告を受けながら、皆さん方の御意見や御質疑をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

佐伯委員。

佐伯委員 これ、特に補助金の額の大小とか、というようなことではございませんで、確かに今、課長さんのおっしゃいましたように農協関係あるいは商工関係についても、この補助金があるがなかろうが、これは業務として、あるいは組合員あるいは会員の方々のために何らかの方法で指導なり、あるいはそういう面での勉強会等々もこれからもやっていかれるのは当然ではなかろうかと思っております。ただ、補助金の額がどうかこうとかじゃなくて、前回にも申し上げましたように、そんなの補助金を出さないというようなことだけでそれでいいのかなと。いわゆるこれは税務の関係からもあるわけですけども、例えば産業課の関係等との中でも、いろんな面で商工会なりあるいは農家等々に対してもいろんなそういう助成的なものをなされている中ですから、何らかの形でそれも含めて、青色申告ということでの奨励ということを含めて出されないかなという淡い気持ちだったわけですが、出さなくてもいいということになれば、私が今ここでのをからかせて言う必要もないわけございまして、本当にそうかどうか私も若干でも聞いておいたらよかったですけども、確かめてもおらないわけで確かなことを言われなわけですから、出さなくてもいいということになれば、それしかここでは答えようがございませんので、恥ずかしい思いをさせてもらいまして、申しわけございませんでしたというしかございません。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員 切られるというふうのも何か。

坂本会長 結局、奨励的な補助金は3年とか、5年とか期限を区切って奨励して、あとはルールに乗ったように行っていただきたいということがありまして、総体的にそういう意味の補助金は3年とか、5年とか期限をつけてするように大体やっております。こういうときじゃないとなかなかできんということもああじゃないでしょうか。

佐伯委員 そういう面については十分に理解もさせていただき、ただ、そういう面で今回、せっかくの機会だからいいところはどんどん伸ばして、あるいはできるだけ我慢ができるところは削っていくという一つの住民サービスを低下させないというような一つの大きな観点のもとになされたということを理解しながら、ここだけにどうかじゃなくて、ほかの一般的な大きな面に大きなメリットをつくっていくという一つの大きな大義名分がなかったら、私がさっき言ったようなことで、ぼんとだめですよということじゃなくて、そういうこれについてはこうだけでも、大義名分として一般的に住民サービスをどんどん向上させる大きな観点のもとにこれは切っていくんだよと、そういう一つのものがなかつ

たら、何ていうか、一つの弱いところを切り離してぼんちまうという面をただ強調してもらったんじゃやっぱりだめじゃないかなという一つの大義名分を一つつくってもらった中で、これは理解するというところにさせていただきたいと思います。

坂本会長 この件についてほかになかったら、いわゆる調整方針、原案のとおり決定をしたいというように思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 はい。それでは、税務事務の取り扱いにつきましては、調整方針、原案のとおり決定させていただくことにいたします。

きょう予定しております協議事項は、以上2点でございます。あとは提案事項と報告事項ということになっておりますので、提案事項に移らせていただきたいと思います。

まず、提案事項1番、環境業務（環境保全）の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。住民福祉部会の西伯町町民生活課の生田課長よりお願いいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）あんたか。

奥山室長 事務局の方から提案をさせていただきたいと思います。

提案事項第1号、環境業務（環境保全）の取り扱いにつきまして、新町におけます環境業務の環境保全の取り扱いにつきましては、別紙のとおりとするものでございます。あと別紙の方に提案事項というところで一緒に送らせていただいております。説明につきましては、先ほど議長おっしゃいましたように、住民福祉部会の副会長であります西伯町町民生活課長、生田課長より説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

生田課長 住民福祉部会の生田でございます。説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、1ページでございますが、環境業務ということございまして、この中で環境保全の関係で審議会でございます。審議会につきましては、西伯町は環境審議会というものを設けて、幅広い環境問題につきまして審議をしていただいております。会見町につきましては、公害対策審議会という名目で、主に公害関係を主に審議しておられるというのが現況でございます。それからあわせまして報酬でございますけれども、報酬につきましても、西伯町と会見町につきましては若干金額が違うということでございます。審議会でございますが、審議会の人数につきましても、西伯と会見では委員の人数が違うというようなことが課題でございます。調整方針でございますけれども、会見町につきましては公害だけで

ございますけども、西伯町は幅広く地球の温暖化とか、環境の関係するものにつきまして、はすべて環境審議会で審議していくということでございまして、幅が広いということで、西伯町の例により新町で新たに組織するというぐあいに調整方針にしております。なお、報酬でございますけども、報酬につきましては総務企画部会の全体の報酬審議の中で決定していただくというぐあいにしております。

次に、環境基本計画の関係でございますが、これは西伯町の場合は西伯町環境基本条例というのがございまして、それに基づく基本計画でございます。会見町さんにはこういう条例類は、基本計画はございません。調整方針でございますけども、西伯町の例により新町で策定ということでございまして、環境基本条例並びに環境基本計画を新町で策定するというふうにしております。

次に、3番目でございますが、エコライフさいはく、これはローカルアジェンダというふうに書いておりますけども、1992年に環境と開発に関する地球サミットというものが採択されておまして、特に具体的な環境問題に取り組むアジェンダ21というものが決定になっております。それに伴いまして、西伯町ではローカルアジェンダ西伯町版というものをつくっております、これは環境問題に具体的に取り組んでいく施策を、行動計画を記入したものでございます。これにつきましても西伯町はございますけども、会見さんにはないということでございまして、西伯町の例によりまして新町で策定するというふうにしております。

次に、4番目でございますが、ISO14001の認証の取得・維持でございます。

西伯町につきましては、ISOは国際標準化機構の認証でございますけども、これを認証をとっております、西伯町では本庁舎並びに健康福祉の施設等を指定して、ISOに取り組んでいるところでございます。会見さんにつきましては現在ないということでございまして、これにつきましても西伯町の例によりまして、新町でもISOに取り組んでいくというふうな調整方針で決定しております。

次に、リサイクル事業でございますが、これはごみの減量化並びに環境美化、それから資源の再利用に対する意識を高めるといような目的で、奨励金を出しておるということでございます。奨励金の対象ですが、自治会とかPTAとか老人クラブ、子供会等の活動をする団体でございます。ちなみに西伯町の場合は、収集されましたキログラム当たり3円の奨励金を出しているということでございまして、この事業でございますが、西伯町は実施しておりますけども、会見さんは実施しておられないということでございまして、

これにつきましても西伯町の例によりまして、奨励金を交付するのを継続していこうというふうに調整方針をつくっております。

以上でございますので、よろしく御審査のほどをお願いします。

坂本会長 ありがとうございます。ただいま環境業務の取り扱いについて、説明をいただきました。御質疑や御意見ございませんでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、西伯町さんの方では環境基本法に基づく大変幅広い活動を展開されておるようでございますが、これはそれなりに理由があったというふうに思います。また御説明を聞く機会があると思いますが、中で一つ、住民組織の関係で幾つか西伯の名称のもとに名づけられておる。これについてちょっと御説明願いたいんで、エコライフさいはく、それからクリーンライフ西伯、エコオフィスさいはく、こういった名称について、どんなことをやっておられるかということをお聞きしたいというふうに思います。

坂本会長 課長、答弁。

生田課長 エコライフさいはくでございますけども、実は先ほど御説明しましたように、ローカルアジェンダというものができておまして、それを西伯町版にしたということでございます。これはこういう冊子でございますけども、何ページありますか、結構厚い冊子でございます。この中に、それぞれ環境につきまして、住民の方がじゃあこういうぐあいに取り組んでいこうというような内容が記載してございます。

岡田委員 行動計画というようなものが書いてあるわけですか。

生田課長 行動計画でございます。これを作成するに当たりまして、西伯町の場合ですとクリーンライフ西伯という名称の100人委員会を組織しておまして、そのクリーンライフ西伯の100人委員会の中で審議されました内容を、自分たちはじゃあ、西伯町ですから西伯町をどういうぐあいに環境を守っていこうということは審議されました。それ、幾つかの部に分かれまして、その部でまとめられましたのがこれでございます。これは町がやったものではございません。住民の100人委員会の中の組織でつくられたものでございまして、こういうものも会見町と一緒にしても新しくつくっていこうというふうに決めておるわけでございます。よろしいでしょうか。

岡田委員 はい。(「エコオフィスの」と呼ぶ者あり)

生田課長 すいません。もう一つ御質問があったようでございます。(「エコオフィス」)

と呼ぶ者あり)エコオフィスさいはくというのは、役場の中で環境に配慮した行政をどういうぐあいに進めていこうかということで、ごみの減量化とか、あるいはたばことか、そういう庁舎の中で環境問題に取り組む内容につきまして決めているものでございます。

岡田委員 はい、わかりました。

坂本会長 岡田委員、よろしゅうございますか。

岡田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 この環境に対して、いわゆるISO14001認証取得ということで、非常にこれは役場の職員の方あるいは住民の方等々、非常に努力されたんではなからうかというふうに考えております。このことについて、ISOということで環境に対して非常に力を入れられて、例えばこのISO、環境に対しての取得によって、例えば非常に環境に優しい西伯だというようなことをPRして、全国に発信されているんじゃないかというふうに思うわけですが、このことによって、例えば環境についての企業と申しますか、そういう方々の反響等々が多分に、全国的にですよ、環境問題を扱っておられる、環境問題を扱っているのか、環境的に必要な企業と申しますかね、そういうところからの反響がたくさんあったんではなからうかなというふうに、僕はこれを見ながら思ったわけです。

ということともう一つは、これは1回取得したら、それではい終わりということではございません。1年1年あるいは半年半年の審査ございまして、その審査に合格しなければならぬわけですから、そういうようなことで、例えばそれに対しての手当てと申しますか、その行動、もう一つはそれと同時に、これはどのような状態でその費用があるかというようなことをひとつお聞きしながら、今後、この西伯町の例により新町で取り組むということになっておるわけですが、これ合併の暁にはこれをどのようにして取り組んでいられるのかというような、ただ範囲が西伯町であったのを、これを今度新しい町で会見町も含めてということになれば、また若干違ってきますから。ということで、どういうふうな取り組みを今後するような考え方なのかということをお聞きしたいわけですが、以上です。

坂本会長 生田課長、ISOのちょっと効果を話してください。

生田課長 ISOでございますけども西伯町がとったと、西伯町は県では、市町村では一番先に取得したということでございまして、県内でも注目されておるところでございます。

して、町の職員としましても一生懸命、環境問題に配慮した役場の中の行政、あるいは町がする事業にいかに関係に配慮した事業を進めていくかということを入念に入れながら取り組んでいるところでございます。

それと、町内の企業でございますが、西伯町は企業さんとの連携をとるために、企業懇談会というのを年に一、二回設けておりまして、その中で環境問題についても話したこともございます。西伯町では町がとったということもございまして、江崎グリコさんも、西伯町にございますけども、ISO14001をとられたということでございますし、原の工業団地にあります企業さんもそういう取り組みをされるというようなこともお聞きしております。効果ですか。

坂本会長 費用や効果や。

生田課長 企業などに補助金というのは特に出しておりません。

佐伯委員 それから、毎年継続するときの審査ですね。

生田課長 審査につきましては、ここにPDCAサイクルというようなことを書いておりますけど、プラン、ドゥ、チェック、アクションというようなサイクルでこのISOを1年間回していくわけでございますけども、これにつきましては、ただ認証すればいいというものではございませんで、先ほど言われましたように、定期的に審査を受けて、今までと変わらないようなPDCAサイクルが回っているかどうかの確認のチェックがございます。この前審査を受けまして、きちっとできているというふうに評価を受けております。

佐伯委員 大体もうあれですが、どのくらいの費用がかかるものですか。

生田課長 取得するときに150万ぐらいかかったかもわかりません。初めてでございましたので、このISOというものの自体が鳥取県でもわからなかった。どういう取り組みをしていいのかと、県内でも取得されたところはなかったわけございまして、それなりの行政の方から来ていただきまして、この取得の仕方、あるいはとってからどういう行動をしたらいいかというような研修会を町でも何回も実施しておりまして、そういう研修経費にかかったということでございます。もちろん取得のときの、認証のときの経費は当然要りますけども、そのほかに要りましたのは、町の職員の意識をどう盛り上げてきてこれに取り組むかと、その研修の経費がかかったということで、150万ぐらいかかったというふうに思っております。以上です。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 あと若干、私の質問が舌足らずだったものですから、これに対して認証を受

けた後、何ていうんですか、1回ぎり、例えば協会費っていうんですか、そういうものを払っていったら1回だけでいいのか、あるいは継続ずっとしていくのにどのくらいずっと、例えば年会費というんですか、そういうことで払っていくものかどうかいようなことがね。

それと同時に、会見町として、会見町というよりも新町になったとき、会見町と合併されたときに、今度新しいなるのか、それとも継続でそれを範囲を広げただけに終わっていくのかというように。

坂本会長 生田課長。

生田課長 会費というようなものはないというふうに思っております。審査していただく経費につきましては、その審査の年に必要になってまいります。

それから、会見町と西伯町で新しく取り組むということになりますと、現在、西伯町が取り組んでいる内容を基礎といたしまして、両町の中で審議をして、内容を決めていくというようなことになろうかと思えます。この内容につきましては、町がそれぞれこういうぐあいに取り組みましょうということを決めて、それに取り組んでいくということでございまして、標準化機構の方できちっとこうしなさいというものを言われるものじゃございませんでして、一応の基準はございますけども、その中で町として環境に配慮した、こういう基準を設けてやりましょうということを決めまして、それに対して町で取り組んでいくということでございますので。

坂本会長 よろしいでしょうか。

佐伯委員 はい、了解です。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 (5)のリサイクル事業ですが、大変これはごみの減量あるいは環境美化で結構なことだろうと思えますが、現在の西伯の対象団体ですか、これは現在、どれくらい対象されておるのかということと、いろいろ対象物件はいろいろありますが、それぞれの団体が1団体13万9,000円となっておりますが、現状としてどれくらいの交付をされておるのかということですね、そういったこと。あとはこういった事業に対して、トラブルとか、その他いろいろ問題点はあるんじゃないかと予測しますが、そういったことはいかがでしょうか。

坂本会長 生田課長。

生田課長 生田でございます。まず、リサイクル事業の関係でございますけども、団体

数でございますが、西伯町の場合は、現在のところ1団体になってしまいましたというふうに言った方がよろしいかと。前には、何回か小学校も取り組んでおりましたし、何団体かございました。ただ、一時非常に新聞とかが単価が安くなりまして、収集してそれを販売する場合に、かえってお金を出さなければならないというようなことがございました関係で、どおんと少なくなってしまったわけでございます。町としましては、そういうものにも対応しまして、このキログラム3円を補助して、その危機を乗り越えまして、今またちょっとこれから広まる、そういう団体がふえていくんじゃないかなというぐあい思っておりますけども、一時非常に厳しい時期がございまして、リサイクルやってもお金につながらない、かえってお金が要るというようなこともございました。

それから、今やっておられますのは新聞とか雑誌、アルミ缶を主にやっておられます。以上でございます。

梅原委員 トラブルやなんかはない。

生田課長 トラブルはございません。非常にニュータウン地区というところでやっていただいておりますけども、住民の方ももうこれが何年にもなりますので、住民の方も非常に子供たちと協力してやっておられるということで、非常にいいコミュニケーションがとられています、そのように理解してます。

梅原委員 もう一点。

坂本会長 よろしいです、どうぞ。

梅原委員 すいません、一緒に言やよかったですけど。この収集された物件は、例えば販売は何か売れないというような話だったけど、それは販売されていないということですか。

生田課長 一時、非常に新聞とか雑誌とかの単価が安くなりまして、集めても、お金がある程度こちらの方が支払わなければ受けていただけないという時代があったということでございまして、今はどうも中国ですね、国の方が景気がいいということで、どうもあっちの方に輸出されるというようなこともございまして、単価がちょっと上がってまいりましたので、リサイクル活動という形でこれから取り組まれる団体もふえていくんじゃないかなというぐあいに今、思っているということでございます。

梅原委員 それでもう一つ、収集量は300キログラムが対象ということですが、これはすべてグロスでこの目方はとられるわけですか。例えば、牛乳パックなんかは5円となっておりますけど、とても300キログラムの牛乳パックってのは相当なもんですが、ほかのものと合わせて

グロスで受け取るということですか。

生田課長 西伯町の場合はみんな合わせてということでやっております。確かに牛乳パックなんかはそれだけではとてもそういうものにはなりませんので、みんなを合わせてやっておられるということでございまして、ある程度大目に見ているということでございます。きちっとしたものではありません。ここに書いておりますように、ごみの減量化とか環境美化や資源の再利用に対する意識を高めるという意味合いの助成をしておるということでございまして。よろしゅうございますか。

梅原委員 わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。この環境業務の取り扱いにつきましては、一応、調整方針が掲げてあります。このようなことで説明をいただいたということで、きょうのところは終えたいというように思います。

10分間程度、ここでトイレ休憩したいと思いますので、10時10分から再開をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(午前10時 休憩)

(午前10時10分 再開)

坂本会長 それでは、再開させていただきたいと思います。

提案事項の2番に移ります。介護保険事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局。

奥山室長 提案事項第2号、介護保険事業の取り扱いにつきまして、新町におけます介護保険事業の取り扱いについては、別紙のとおりとするものでございます。提案事項の別紙の方に記載をしております。説明につきましては、住民福祉部会、会見町福祉保健課長の赤井課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 会見町の赤井です。よろしくお願いいたします。そうしますと、介護保険事業の取り扱いについて、別紙資料5ページの方から御説明申し上げます。

介護保険につきましては、皆さん御存じのように、平成12年4月1日、制度がスタートいたしまして、それと同時に南部箕蚊屋広域連合が組織されまして、西伯、会見、岸本、日吉津の4町が、連合が組織されたわけでございます。この中で事務をやっておりますの

で、制度的には調整するところはありませんけど、一応、現行に基づいて御説明申し上げたいと思います。

まず、5ページの の被保険者の状況につきましてですが、これは介護保険法に基づいての人数でございますが、西伯町が2,217名、それから会見町が1,049名という格好で、1号被保険者の方がおられます。そのうちの要介護認定者数につきましては、西伯町が要支援から要介護5までの方、合計いたしまして386名、会見町が154名の方が要介護認定を受けておられます。これも国の制度に基づいての認定者数でございます。3番目のサービスの受給者につきましては、これも介護保険法並びに広域連合の条例に基づいてのサービスでございますけど、西伯町、ここにも書いてあります施設福祉サービスの合計が126名、在宅福祉サービスが185名ということで、以下合計311名の方がサービスを受給しておられます。会見町につきましては129名の方が受給しておられます。

それから、介護保険法につきましては、これも連合の中で設定された金額でございますけど、これは4,150円ということで設定になっておりまして、これが(3)の4万9,800円というのが4,150円の金額になっております。(1)につきましては(3)の50%、それから(2)につきましては0.75を掛けた金額でございます。それと、(4)につきましては1.25を掛けた金額でございます。それと、(5)につきましては1.5倍にした金額でございます。

それから、軽減につきましては、これは事業等はありません。それから、徴収につきましても、連合の条例の中でやっておりますので、これも調整事項はありません。

委員会等につきましても、これも連合の中で行っておりますので、全く同じでございます。

6番の介護サービス相談員につきましては、一応、連合内で20名ということで人数が決定になっておりまして、西伯町につきましては病院、それから老人ホームを抱えているということと、それと人口の関係で20名中8名、会見町につきましては3名ということでございます。それで、この人数につきましては、また連合の中で決定される事項と思っております。

それと、被保険者の管理システムの状況につきましては、これは住基の関係が西伯、会見それぞれ違っておりまして、この調整がまた全体のITの整備の中で調整する必要があるという格好にいたしております。

以下、8番の訪問調査につきましては、これも両町同じ形でやっておりますので、調整をする必要はないという格好にいたしております。

それと、9番の介護保険サービスの種類につきましても、これも介護保険法に基づいて実施しておりますので、両町調整の必要はございません。それと、施設サービスにつきましても、これも介護保険料により実施しておりますので、いろんな調整はございません。

以上でございますけど、冒頭申し上げましたように、介護保険につきましては南部箕蚊屋広域連合の中で組織されるその中で委員が行われておりますので、また構成町村が変わってくれば、またそれは連合の中で協議決定されるものと思っております。以上でございます。

坂本会長 ただいま介護保険事業の取り扱いについて説明を受けましたが、連合でやっていると全く同じ取り扱いで行っております。そういうことを踏まえまして、御質疑や御意見はございませんでしょうか。

吉次委員。

吉次委員 8ページの訪問調査の在宅2,520円掛けるの消費税という、あそこの説明。

坂本会長 赤井課長、わかるか。訪問調査の2,520円掛ける消費税。(「プラスだないかいな」と呼ぶ者あり)

赤井課長。

赤井課長 これは「掛ける」じゃなくて「プラス」の間違いだと思imasので、訂正の方、お願いいたします。

坂本会長 なら、「掛ける」は間違いで、誤りで、「プラス」が正解だそうでございますので、訂正方よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ。同じ8ページの7番の管理システムの関係なんですけども、実際、システムが違うためにここへ書いてあるIT整備の中で調整をするってということなんですけど、これ十分可能な範囲ちゃうだということでありませうね。もともとのシステムが違ひますが、その辺できちんとした調整ができると、こういうふう理解してよろしいですな。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えいたします。たまたま同じ情報センターが委託を受けているということでございますけども、どちらのシステムにでもデータを共有できるということで了解していますので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

坂本会長 よろしいですね。

森尾委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 これは会長さんにお尋ねした方がいいと思いますけど、町村合併がどういうスタイルになろうとも、この南部箕蚊屋広域連合の4町村の組み合わせというのは、これは変わりはないわけですね。どんなものでしょうか、それがちょっとわからんと。

坂本会長 会長といいましょうか、連合長としてちょっと話しますと、あくまでも構成町村の動向によって連合は大きくもなり、また小さくもなるというふうに理解しております、いわゆる連合が合併の足手まといになるようなことは避けなければいけないのではないかというように思っております。むしろ構成町村が連合を有利に利活用して、自分の町の未来のまちづくりに生かすという方向を考えていただいた方がいいのではないかというふうに私は言っておるわけです。

しかし、そうは言いながら、組み合わせによっては、大幅に条件が変わってまいります。例えば、日吉津村が米子市と将来的に一緒になるというようなことになれば、多分、連合ということにはならない、離脱されると思います。それから、岸本町さんが溝口さんと一緒になる予定で進めておられますけれども、溝口町さんが連合に一緒に入られるのか、入られんのかというようなことについては、構成になっている岸本町さんのまず申し出をいただかんといけんのではないかと。いわゆる連合の方で、それにブレーキをかけたり、アクセルを踏んだりするようなことはやめようと。まず、原因者である岸本町さんの方が連合に対して何らかの意思態度表明をなさる。そのことによって、連合としては全体の中で協議をしていくという、そのように考えておるところでございます、連合は構成町村の後ろについていくという発想でございます。

森岡会員 なるほどね、はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、介護保険事業の取り扱いにつきましては、調整

方針に説明をいただいたということで終わりにしたいと思います。

次、障害福祉事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局。

奥山室長 事務局。提案事項第3号、障害福祉事業の取り扱いについて。新町におけます障害福祉事業の取り扱いにつきましては、別紙の提出提案のとおりとする。

10ページからでございます。説明につきましては、住民福祉部会、会見町福祉保健課長、赤井課長が引き続いて行います。よろしくをお願いします。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 では続きまして、障害福祉業務について御説明申し上げます。

これもほとんどが国の法律に基づいてやってる事業でございます、両町ほとんど変わりはございません。変わりのないところにつきましては、簡単に御説明の方、申し上げたいと思います。まず、身体障害者の手帳の交付状況ですが、西伯町が382名、会見町189名。それから、療育手帳の交付状況につきましては、西伯町が46名、会見町が21名ということで、これは身体障害者及び知的障害者福祉法に基づく手帳の交付の状況でございます。

あと福祉用具につきましても、これも国の制度を両町行っておりますので、これも調整方針ございません。

それと、11ページの在宅サービス、支援費の関係でございますけど、これはことしの4月の1日から各町村に事務が移譲になった部分でございますが、この部分につきましても一応、国の制度を継続、国の制度に基づいて、制度に関する基準というものを設けて事業の方をやっておりますので、調整につきましては特にございません。

それと、訪問診査につきましても、これも国の制度で行っておりますので、これも調整方針ございません。

それから、はぐっていただきまして12ページの住宅改良の助成事業につきましても、その対象も県の制度でございますので、両町同じやり方ですので、調整はございません。

下の住宅改良助成事業、今度これ国の制度の関係ですけど、これにつきまして、実施要綱に基づいてやっておりますので、調整はございません。

それから、医療扶助の関係で、更生医療、育成医療につきましても、これも国の制度でございますので、調整はございません。

それから、13ページの町単独助成の関係でございますけど、ストマの関係、これも両

町相違点はございません。

それから、心身障害者扶養共済の掛金の助成でございますけど、これも両町同じ助成をやっておりますので、相違点はございません。

それと、交通費の助成でございますけど、心身障害者交通費の助成の中の人工透析患者の通院費の助成ですが、これにつきましては、西伯町が交通費実費の2分の1、会見町が月額2,000円ということで、ここで助成額が違うわけでございますけど、透析患者の方につきましては、これは例えば週に3回なり4回なり行かれる方がございますけど、これはきょう忙しいから病院に行くことをやめるというわけにはいきませんので、この人工透析の方につきましては、西伯町並みに交通費の実費の2分の1を助成しなくてはということで、西伯町の例によるということで調整方針を出しております。

それと、重度心身障害者福祉タクシーの利用助成でございますけど、西伯町は1回500円券で年間24枚、会見町は1回500円券48枚ということで助成額が違うわけですが、会見町の方もかなりお医者さんとか行かれるということで、会見町の例によるという調整方針を出しています。

それから、14ページの方の支援費の施設サービス事業につきましても、これも先ほど申し上げましたように、国の制度に基づいて各支援費に関する基準をつくって事業をやっておりますので、これも同じですので調整方針はございません。

それから、相談体制のところ、身体障害者の相談員並びに知的障害者の相談員、これそれぞれ人数が違うわけですが、県に問い合わせしましたところ、県もまだ合併後の相談員の県の基準というのはまだ検討してないということでございます。

それから、精神保健福祉団体の支援ということで、西伯町の場合は精神障害者家族会を年6回、それから障害者当事者の会を毎月1回ということで実施しておられます。会見町はまだこれを実施しておりませんので、15年度立ち上げということで、今年度に入ってから2回程度やっておりますので、合併後につきましては、西伯町の例によるということで、調整方針を出しております。

それから、小規模作業所の補助金につきましては、西伯町にあまつの家というのがございまして、これは14年度264万4,000円、町の方で補助金を交付しておられるようですが、これにつきましては、また新町で補助金を継続ということで、調整方針を出しています。

それから、心身障害者福祉年金でございますけど、これは西伯町の方は福祉年金のそう

いう制度をやっておられませんけど、会見町の場合は福祉年金年額4,500円で、身体障害者手帳の1級から3級までの方と療育手帳を持っておられる方に年金の方を交付しておりますけど、これが14年度実績で104名の方に46万8,000円交付しておりますけど、少額一定額の個人給付的な事業については、その事業効果が余りないということで、一応、16年度を最後に会見町の方も廃止して、17年度から西伯町の例に、廃止という格好で調整方針を出しております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。障害福祉事業の取り扱いについて、説明を受けました。御意見や御質疑をいただきたいというように思います。最後の13ページ、14ページがいろいろ取り扱いが異なっておるようでございます。

福田委員 いいですか。

坂本会長 福田委員。

福田委員 1点だけ、14ページにちょっとお尋ねしたいと思いますが、精神保健の福祉団体支援ということで、西伯町の現況が書いてあります。会見町は15年度に立ち上げる予定ですよ、こういうことでございまして、新町の方では西伯町の例ということに提案になっておるわけですが、そこで私も西伯町であってあんまり認識不足ですが、精神障害者の家族会年6回、それから当事者の会が毎月1回ということにここに書いてありまして、15年度2万円の補助金を出していると、こういうようでございます。したがって、出す出さんの問題は別として、家族会の年6回、運営されてると思いますので、会そのものの状況がわかればお聞かせいただきたいと思ひますし、それから当事者の会、毎月1回ですので、これは入院とか、あるいは在宅の状況等もどのように運営っていうか、やられておるか、こういうことも全くわかりません。というのは、予算が2万円の数字ですが、会合を見ますと、当事者が12回、それから家族会が6回で18回ということは1回に1,100円程度の金が出されているのかなということだと、内容いかんによって、果たしてむしろ少ないじゃないか。会場借りても、会場を確保できない、そういうようなことが考えられますし、また私全体はよく掌握しておりませんので、わかればきょう聞かせてほしいし、もし、きょう状況がよくわからなければ、今度目でもよろしゅうございまして、もう少し詳しくお聞かせ願えればというぐあいに思ひます。

坂本会長 今、わかりますか。

谷口主幹 はい。

坂本会長 お答えしてください。

谷口主幹 じゃあ説明いたします。

精神障害者の家族会年6回、精神障害者当事者の会毎月1回ということで、15年度予算2万円計上しておりますが、これは障害者家族会の方の講師の謝礼ということで、2万円計上しております。14年度に講師謝礼ということで、やはり2万円計上してはいたしましたが、決算額は執行しておりません、ゼロで。精神科の医師ですとか、米子保健所の保健婦さんなり呼ばれまして、大体、2月に1回ずつ家族会というのを規約をつくられて、会費で運営されておまして、一応、保健婦の方がその会の方に出席はいたしておりますけど、実際に公務員的なところ以外から講師を呼んだ場合に、講師謝礼が要るんじゃないかということで計上してありますけど、昨年度は一応、執行額ゼロでした。そういったところで、現在、内容としまして、親睦会的なもんでお互いの悩みを話し合うというようなもんなんですけど、当事者の会といいますのは、これは全くのサロンの集まりだそうなので、保健婦の方が大体、それに1名同席しておるといような実態でございます。大体、以上です。

福田委員 じゃあ基本的には、講師に対する支援をしていくという考え方で理解すればいいわけですね、簡単に言えば。

谷口主幹 現在、予算はその程度のものしか。

福田委員 いや、わかります。わかりましたけど、ということで、講師支援ということでもいいですか、理解をすればね。

谷口主幹 はい。

福田委員 わかりました。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 1点だけ、考え方を教えてください。

14ページの一番下、心身障害者福祉年金、会見町ではこういった規則を設定をされて、金額的にはわずかな額だろうというふうに思いますが、これを廃止をされると。西伯町やってないから、西伯町の例により廃止をするちゅうことですよね。そこら辺の廃止に持っていった考え方をちょっと教えてもらえますか。

坂本会長 赤井課長。

森岡委員 難しゅう考えんように、大きな考え方をちょっと。

赤井課長 説明の中でも申し上げましたように、今の昭和40年代に高度成長といいますが、そのころに母子とか、それから先ほどもありましたように身体障害者関係とか、そ

れから敬老年金という格好で、少額の金額で一律に給付といいますか、支給といいますか、そういう格好で制度をつくられたというのが、県下でもかなりの町村でもあったようでして、これがこういう格好で財政難に陥ってもやめるという一つの理由がはっきり言いまして、私がこういうことを申し上げましても何かあれですけど、敬老年金なんかにつきましては昨年度、75歳以上の方に全員に、会見町でも実施しておりましたけど、それにかわるものということで、介護用品の助成という格好で、要介護認定を受けられた3、4、5の方につきまして、年3万6,000円助成するということで一応、敬老年金の方は廃止いたしました。それで、障害者の分につきましても、1年間4,500円という金額を支給しても、それほど効果がないんじゃないかということで、16年度を最後に廃止という方針をだしております。

坂本会長 ずんずん声が小さくなって、もうちょい大きな声でやらにゃ。(笑声)

どうですか。

森岡委員 結局、あれですか。最初の説明のときに、大きな事業効果が認められないから廃止をしたっていう説明をいただいたんですけども、この部分だけが以前の少額助成の関係が残ったんで、この機会にほかの制度もやめてるんで、整理をしようっていう部分だっというふうに理解してよろしいですか。およそ、そればかりじゃないと思いますけど。

坂本会長 さっきの話ではそういうことでしたかな。

赤井課長 結局、私の考えは、現ナマをお渡しするというのは避けて、そして物でしてあげる部分があれば、個人じゃなくして、そういう支えの方が理解が得られるじゃないかなと。今まではもうすべて現金で何万円、何万円と配っておったわけですが、この際合併を機に、西伯町もしておられませんかし、ほかの方面で心身障害者の支えがいっぱいありますんで、本当に困った人は支えてあげんといけんと思はいますけど、一律でもう配るということはちょっと考えて。

森岡委員 直接じゃなくて、ほかの制度で助成、お手伝いしてる部分はあるんだから、以前のそういった現金給付にはできるだけ整理をしていこう。団体、固まりに対して、一つ残りましたよね。そういったような考え方で整理をしようということで、理解してよろしいですね。

坂本会長 ほかにございませんか。

秦委員。

秦委員 いろいろ通して、心身障害者の関係の一部助成金額については多少の差があるようでして、それぞれ調整方針が出されておりますが、特に私は重度心身障害者の福祉タクシーの利用状況の関係ですが、来年の10月に合併した場合には町が広範囲になりますし、合併町村として、福祉バスの再検討をされるということになると思います。そうした場合に、今は決めてもらわでも結構ですが、将来的には福祉バスを入れるように、分庁方式も決まりましたし、町内を回る、幹線道路を定期的に回す福祉バスの事業費が出てくるのではなかろうかと思えます。その辺の将来の検討材料として、福祉バスとタクシーの利用費用の助成の関係も必要になかろうかと考えています。どうか、意見でございます。以上でございます。

坂本会長 意見でよろしいですな。

秦委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、障害福祉事業の取り扱いについて調整方針を伺ったということで、次回の会議で決定をしたいというように思いますから、また検討をしておいていただきたいと思えます。以上で提案事項については終わりにいたしたいと思えます。ありがとうございました。

6番、報告事項に移らせていただきたいと思えます。

(1) 第3回まちづくり委員会の開催状況についてをお願いいたします。

事務局。

奥山室長 報告事項第1号は、第3回まちづくり委員会開催状況についてでございます。7月11日の金曜日、午後7時半からプラザ西伯において開催した第3回まちづくり委員会の開催概要は、以下のとおりであったということでございまして、まず部会ごとの参加委員数でございますけども、総務企画12名、住民福祉9名、産業経済7名、建設水道17名、教育12名の計57名でございました。大体、1時間半から2時間ぐらいお話をさせていただいたわけでございますけども、その結果の内容につきましては、次回の協議会的时候には御報告できるのではないかとこのように考えております。

それから、次回でございますけども、これはそれぞれの部会ごとに、いろいろ委員さんの御都合もあるということで、調整を図っております。総務企画は8月22日の金曜日、それから住民福祉が8月20日の水曜日、産業経済も同じく8月20日の水曜日、建設水

道も同じく8月20日の水曜日、教育が8月4日の月曜日ということで、時間はいずれも午後7時30分、19時30分からでございます。場所につきましては、今調整中でありまして、また各委員さんの方に御連絡したいというふうに考えております。

なお、第2回のまちづくり委員をぐるっと1周両町の見学会でございますけども、両町合わせて64名の参加をいただいております。また、磯田委員さんにも参加いただいております。それから、取材の方は日本海新聞、あと山陰中央新報の方に取材をしていただいて、私どもの合併協議会なり、議会でも特に皆様の方にお知らせできたと思っております。それから

なお、第3回のまちづくり委員会につきましては、岡田委員さんの方に教育部会の方にオブザーバーさんが行かれると思います。報告事項、以上です。

坂本会長 ありがとうございます。次回に議事録か何かをお配りするちゅうことですか。何か特徴的なことはありませんでしたか、困ったようなことや。

坂本会長 簡単に、口頭で。

桐林次長 こちらの総務企画の方の担当をしておりますけども、さまざまな意見が出されまして、この委員会自体の目的が何か結論を出すということではないという前提で、町民の有志の方から広く意見を取り入れるという前提の会にしておったわけでございます。その前提でいろんな機会にお話もしましたし、また通知等もいたしました。一部の委員の方には実はちょっとまだ御理解をいただけなくて、当日も少し混乱をいたしまして、このまとめた結果をどうするんだというようなことを発言される委員の方もいらっしゃいましたけど、一応、御納得をいただいたというところでございました。

内容的に、意見も含めましたなら、直接にはそのときの議題ではなかったんですが、CATVの効果的な活用をいろんな面で図ってはどうかという意見が1点、特徴的な意見としてございました。そのほかの詳細につきましては、また。

じゃ、住民福祉。

岡田補佐 住民福祉部会の方なんですけれど、ちょうど私、ちょっと受付しとった関係で途中から入りましたもので、全体につきましては今度になると思いますが、特徴的なのは、老人福祉の方で老人を弱者としてばかり見るんじゃなくて、もっと町の構成員というか、高齢者もそういう農家とか、人材役立てていただいたらと。住民福祉の方ですんで、どうしても高齢者を弱者ということで、どういうふうに支えるかということでしか施策は書いてなかったわけなんですけれど、そういう視点だけ見るのはいけないんじゃないかと。

高齢者をもっとまちづくりに有効に、有効にというか、使っていく。ボランティア活動というのが、ちょっと途中からしか入りませんでしたもんで、聞いた中では印象に残っています。あと詳細につきましては、また議事録の方で。

米原補佐 産業経済部会です。最初に、産業経済部会の方、橋谷委員さんの方、実は参加していただきました。中身の方ですが、果樹農家の方が多かった関係で観光農園を考えていくという発言があったことと、それからあと現在、朝鍋ダムを建設中ですけども、完成後の活用方法について、いろいろと話が出ました。あと産業経済と離れたところで、町道の維持管理をしていただきたいという要望がでました。

奥山室長 続きまして、建設水道部会の方の報告をさせていただきます。

建設水道部会は一番出席が多かったようでございまして、それぞれ皆さん方和やかに話をしていただきました。3回の予定があるわけでありまして、前回につきましては町道関係をやろうと、それから次回については水道という、上下水道ですね、それから3回目は住宅というようなことで分けてしようということでございます。道路整備につきましては、両町の考え等々を出しまして、現況を説明いたしました。さらに、町道、県道の状況、それから要望事項、県とか、国とかに要望事項等を説明をいたしました。それぞれ意見があったわけなんですけど、やっぱり道路整備というのが非常に両町を結ぶ大きな財産ということでもありますので、180号バイパス等も含めまして道路を整備というようなことが必要だというような意見があったわけでございます。とりあえずそういうことで御報告させていただきます。

前田主事 教育部会です。1回目で教育部会を選んだ動機と関心のあることについて話していただいたので、たたき台を使ったものではなかったもので、具体的な審議は次回となりますが、学校教育と生涯学習の関心を持たれている方がほぼ半々でした。通学バスの購入についてと、町民運動会の開催についてで活発に議論がありました。

坂本会長 詳細については、ペーパーにして次回、御報告があるようでございますが、今大体、部会ごとの重立ったお話し合いについて、御報告をいただいたところでございます。特に何か質問どもがあれば。

佐伯委員。

佐伯委員 すいません。中身について質問するわけではございませんが、この出席というか参加人数について、約6割の方ほどでは名前が載ってるだけですが、その後、例えばでいいですけども、100名の方の人員があったわけですが、今現在、どういう事情があっ

たかどろかは別として何人、100名ですか、それとも何か減っておられるような状況がございませうかということと、もう一つは出席に対して、なかなかそういう集まりが難しい面もございませうけども、何らかの格好で工夫しながらでも何とかできないかなという印象があったもんで。以上です。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まず、前半部分でございませうけども、1名の方が期待しておった内容と違うということで御辞退されておりました、現在99名が総勢なっております。日程の方もできるだけたくさんの方に出ていただきたいということで、当初、一律に次回の日程決めておったわけがございませうけども、それぞれの専門部会の中で話し合っていたいて、なるべくたくさんの方が出れるように日程を調整したということで、次回の開催はばらばらになるとお思います。申しわけありません。最後のところがちょっとよく聞こえなかった……。

佐伯委員 いや、何か今言われたとおりのようなことで結構です。工夫しておるとおことでね。

坂本会長 ほかにございませうか。

橋谷委員。

橋谷委員 すいませう。私も今回、初めてまちづくり委員会参加させていただきました。産業経済部会に参加いたしましたけども、役場の職員さんが結構たくさんおられるんですよ。この参加人数を見てもわかりますように、本当参加が少なくて、参加している人が、何ていっすか、お客さんみたいな感じで、何かそういうイメージを私は受けたんですよ。役場の主導型で、住民からの盛り上げっていっような、私はそういうイメージでまちづくり委員会をとっても期待してたんですけど、そんなふうになってないいっことを感じまして、やっぱりその部会の一歩長となる者でも、委員の中からも選出して、委員で盛り上げて、自分たちで自主自立していっようなそういう会でないと、これを続けていってたら、結局最後までお客さんで終わっちゃうし、もしかしたら参加の人数も少なくなるかもしれないいっので、そんな思いをいたしました。とっても、あと3回ぐらいあるんですよ、そういう会で話し合えるものでもないいっなっという、内容自体が。できれば、継続もしていけたらいいいっなっような思いが1回参加してみたいいっして、どうも私とっ思ったのと違っつる方向に行っつるんじゃないかなっということをおすごく感じましたので、工夫をもっ必要だとお思います。

坂本会長 どうぞ。

桐林次長 産業経済は、たまたまこのときがどうも御都合が悪い方が多いようでして、確かに盛り上がらなかったということだろうと思います。多分、初回ということもあって意見が出なかったということもありますけども、司会の方を委員の中から選んでやっていくというの確かに一つの方法ではあるかと思いますが、そうすると、その方の発言の機会の場を奪うということにもなりますので、そういう趣旨から事務局の方が進行するという形をとらせていただくということを基本的な運営の形にさせていただいた経過がございます。回数につきましては、期限としまして、やはり9月の中旬ぐらいまでに一応、御意見を出していただきたいという前提で進めております関係で限界があるかとは思いますが、3回ということに限らず、回数を増やしていただくこともできるという運営の方法を前提としてるところでございまして、進め方で多少、人数が少なかったということもあろうかと思いますが、基本的にはどなたか委員さんの意見が出てきたら、それに対して委員さんの中から意見をいただいていくという形を進行の基本に考えて、そのように進めたいというふうに考えております。このような考え方で、といたしますのが、どうしましても時間的な限界がございますものですから、一通りという言い方は大変失礼なんですけども、各分野にわたっての意見はとりあえず9月中までにいただくと。それ以外にもしどんどん提案していただきたい、その他に提案したいところがあれば受け付けておりますので、その辺を配慮を進行と合わせて、意見を聞く機会ということにさせていただきたいと思います。

参考までに総務企画の方なのですが、協議事項以外で住居表示ができたらいいなというような意見も、事務局の方にお寄せいただいておりますところもでございます。そういう形でいろんな意見が、なにも集まっていたときに限らず、出していただければとそういうことも含めても、町民の皆さんからの意見を聴取ということにしたいと考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

坂本会長 できるだけ意見を、声を出していただくようにせないけんし、それから欠席しなされた人にはどげしてあるの。特に何だいなしか。

桐林次長 欠席の方には、そのときにあった資料を案内とともに送るようにしております。それと、欠席された方が次に出にくいということがあってはいけませんので、そういう意味もありまして、1回1回今日はこの議題、きょうはこの議題ということで、前回の欠席で次に意見が出せないというようなことにならないように、そういう進め方をしたい

ということでございます。

坂本会長 ほかに。

磯田委員。

磯田委員 この委員さんですけれども、例えば総務企画に今回来て、次回に住民福祉にもちょっと行って意見を言ったりっていうことは可能なわけですね。それはだめですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 受け手側というのは変ですけど、住民福祉の側にオブザーバー参加的なことがいいよということがもしあれば、それは可能だと思いますけども、基本的にはそれぞれの委員さんの部会が基本という形で進めていただきたいというふうに思っております。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 教育部会の方にちょっと顔出しさせていただきましたが、時間的な問題もありまして、町の職員の方が会議の運営に当たられるということはこれはやむを得んと思っております。なかなか教育部会の方、上手にやっておられましてね、いろんな立場の出席者の中から、思ったことを腹臍なく出されたようでございますし、一つの収穫であったのは、自分たちの言ったことがまちづくり原案に必ず反映されるという一つの確約をその場でお互いにとって、確認をし合ったということでございますね、これから焦点を絞っていかないけんから討論しましょうというような話し合いで別れました。結局、テクニックの問題だろうと思う、会議運営のね。と思いますから、その辺ひとつ十分事務局の方で話をしておいていただけたらええだないかな、物を言える雰囲気。

坂本会長 テクニックだそうですから、頑張って、ほんならやってください。(笑声)  
ありますか、ほかに。

桐林次長 今、岡田委員さんの方から、反映されるという保証があったというのは、反映の形についてはさまざまという趣旨ならいいと思います。必ずしも出した意見が全部丸々入るといふ……。

岡田委員 そうそう、そのまま通ると意味じゃなしにね。

桐林次長 わかりました。そのことだけ確認。

坂本会長 そういう状況の報告を受けたということで、今日はまちづくり委員会開催状況についてはこの辺で終わりにしたいと思います。

6番の(2)新町の名称候補の広報についてをお願いします。

桐林次長 それでは、報告事項の第2号でございますけども、新町の名称の候補の広報

等についてということでございます。

新町の名称の第1候補の広報の実施状況並びに計画及び事務局に寄せられた意見は、以下のとおりであるということでございます。

まず、広報でございますけども、実施済みは合併協議会だより号外を7月11日に会見町、18日に西伯町にそれぞれ区長便により全戸配布しております。それから、今後の計画でございますけども、合併協議会だより「きずな」8月号の中に一覧表で掲載したいというふうに思っています。配布は8月上旬の予定、恐らく、この合併協議会だより号外10号と一緒にしようかと思っておりますけども、なるべく手数をたくさん出すというのも一つの方法かなということ、重なりますけども出したいというふうに思っております。重複しますけども、合併協議会だより、もう一回8月の初めに出したいと思っております。それから、これは全体として、ちょっと11ページの一番最後のところを見ていただきたいんですけども、星の2番で、町民への周知期間を考慮し、8月27日金曜日開催予定の第10回協議会とするというのがありますけども、この第2次選定の時期というのがあります。参考の方の本文の(2)第2次選定の時期でございますけども、8月開催予定の協議会で第2次選定をするというその時期でございますけども、次回の8月5日の協議会でございますと、ちょっと周知期間が短いのではないかと。8月中ということで、8月27日の方、今ちょっと計画しておりますけども、ちょっと曜日が間違っておりますけども、協議会の方で第2次候補を絞り込みをしていただくという前提がございますけども、防災行政無線の方でも、たまたま盆の期間がこの期間ありますので、帰省してらっしゃる方とかも一緒に、ちょっと話し合う機会を持っていただけたらいいんじゃないかということで、このような時期にあわせて、防災行政無線でお知らせをしてはどうかというふうに考えております。

それから、事務局に寄せられました意見でございますけども、現在、2件しかございません。1件は、端的に、9ページの方に出ておりますけども、南部町がよいと一言、事務局の方に言って帰られた方、会見町の男性の方ですけども、ございました。それからもう一件は、インターネットで電子メールをいただいたんですが、全文を読みますと、「兵庫県に住んでいる会見町出身者です。土地の名前は昔からいわれのある名前がつけられています。あちこちで平仮名を名前にするところが出ていますが、平仮名だけはつけないようお願いいたします。後世に憂いを残さないでください」。この2件を現在いただいております。端的にどれがよいという意見あるいは全体的な命名の方針に関する意見、特にこだわらずに

いろいろな意見をいただけたらというふうに考えておりますので、またいただいたものがありましたら、逐次、御報告をしたいと思っています。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。この名称の広報についての御意見や御質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、今、事務局の方が説明した流れに従って、今後進めていきたいというように思いますので、よろしく願い申し上げます。

7番、今後の協議会開催日程について。お願いします。

奥山室長 事務局から報告させていただきます。

お手元の1ページをごらんいただきたいと思いますが、第9回の会議につきましては、8月の5日午後1時30分から16時までということで、会見町役場の方で開催というふうに思っております。10回の会議につきましては、8月の27日午後1時30分から4時までということで、西伯町役場の方でしようと思っております。場所につきましては、同じ町で多少、都合がつけば適当な場所に変更するやもしれませんが、とりあえずこういうことで御予定をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いします。

坂本会長 御確認をいただきたいと思います。第9回、第10回会議、それぞれ5日と27日に、8月に行うということでございます。御確認をよろしく願いします。

8番、その他、何かありますか。

森岡委員。

森岡委員 さっき報告のあった事務局に寄せられた意見、これは出身者あるいは男性、女性表示がしてありましたけども、もともと名称に今、案が出ておる方々の、どこのだれがちゅうことを伏せてちゅうことを前提にしていますよね。だとすれば、そういった意見を寄せられた部分についても、やはり今回はやむを得んけども、どこのだれがってということは伏せた方がいいんじゃないかなっていう気がするんですが、いかがでしょう。

坂本会長 どうですか。

森岡委員 具体的に今、南部町がよい、会見町、男性、口頭だったと公表しますよね。ところが、実際に名前も名称については、決定するまでどこのだれがってということは常に伏せますよとこういうことを言って募集してますでしょ。そういった意見についても、伏せる方がよろしいんじゃないかっていう提案です。いかがでしょう。

坂本会長 個人名は伏せるという取り扱いですとっていくことを申し合わせた方がいいの

ではないかということだわな。

桐林次長 委員さんの方で決めていただくとかいうようなことで。

森岡委員 もとの今、60の中は決めてますわね、発表しませんよと、決まるまで。だけど、途中でいただいた意見は公表するちゅうのはいかがなもんかと。どこのだれがどうという意見を、こういう意見があったちゅうことまではええけども、という感じがするんですがいかがでしょうかちゅうことですが。同じ扱いにしてはどうですかってということ。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 先ほどそういう提案があったんですが、後で寄せられたものっていうのは、最初に募集したのおのずと違うと思うんですね。あくまでも参考でしかないから、別にそういうだれのだれ、名前を出していけばいいと思いますけど。会見町であったり、男性であったり、というのは、僕はあってもしかり、いいじゃないかと思いますけども。あくまでも土俵が違うというふうに。

坂本会長 事務局はどげな見解なだ、意見を言えや。黙っちゃったってわからんぞ。

桐林次長 どこまで御報告するかということでございますけども、属性をどの程度までということになるかと思えますけども、個人名は当然出しにくいということがありまして出しませんけども、塚田委員さんがおっしゃいましたように、提案者とやはり意見を出される方は違うのかなということで、変な話を申し上げれば、それほど後半の2つの意見につきましては、会見町出身者というようなこともあわせて御報告させていただきましたけども、そういうところまで伏せる必要があるのかなというようなことも出てこようかと思えますので、個人名は特定できないようにするべきだと思いますけども、居住地でありますとか、性別は必要に応じてということで、出す場合、出さない場合あるかと思えますけども、その程度は出させていただけたらなというふうに考えております。性別が特に関係がある意見だとすれば出す必要がないという程度で伏せておけばいいと思いますけども、居住地その他の、先ほどの会見町出身者であるという男性ですね、というようなことについては、一つの参考の意見ということになるわけですから、御報告に供した方がよろしいのではないかとこのように考えます。

森岡委員 よろしいですが、こだわりませんけども、そういったどこから出た意見っていうのが邪魔にならないようにするっていう意味合いから申し上げたということです。

坂本会長 いわゆる土俵の外ですけん、それで、いわゆる事務局に寄せられた意見の状況を報告するというぐらいなことですよ。

奥山さん、室長、僕がちょっと言っただが、あのことは話しとかでええか。僕の方からちょっと言うか。

その他でございますけども、実は岸本町と溝口町の合併協議会が両町の町民に無作為抽出で4,000人ですか、アンケートをとることが報道に載っておりました。事務局を通じてちょっと内容を見させていただきましたら、とっても興味深い、よさそうなアンケートでございます、我が協議会もこの合併協議会を結成して、まちづくり委員会までは住民とのつながりは持っておりますけれども、まちづくり計画ができるまではちょっと縁が切れたような格好になっておまして、そういうアンケート調査でもやったらどうかということで、室長の方にちょっと内容を検討するように話しております。時期や、それからもちろん内容については、皆さん方にするかせんかも含めて御協議をしたいと思っておりますけれども、そういうことをちょっと事務局に話しておりますので、御承知おきしておいていただきたいと思っております。

ほかに皆様方の方で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、きょうの第8回会議を以上で終了したいと思います。

終わりに三鴨副会長さんの方からごあいさつをいただいて、閉会にしたいと思います。よろしく願います。

三鴨副会長 きょうは早朝から大変熱心な、また建設的な御協議いただいて、スムーズに会が終わりましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、傍聴者の皆さんもありがとうございました。

会見町、報道で御存じのように、住民投票が無効になりました。大変皆さん方に御迷惑、御心配をおかけしております。7月の11日の日に再度、米子市との合併協議会をぜひという住民請求が参っております。今後、どういうぐあいに進んでいくかわかりませんが、私といたしましては、この件につきましては真摯に受けとめていきたいと思っておりますけども、アンケートをとったり、あるいは私の方から住民投票条例を実施するという考え方は、この時点で持っておりません。これは既に議会の承認を得て、そして西伯町とこうやって2町合併協議会をスムーズに進めております。これをぜひ進めてまいりたいという思いと、もう一つはことしの4月の27日の日に町議会の選挙ございまして、12名の中、9名の議員の皆さんが2町合併で訴えられ、そこで再任を受けられたという経緯がございます。

私はこれが議会制民主主義の民意だという思いでありますので、直接民主主義もありませんけれども、私はこの議会制民主主義を一貫して尊重し、守っていくというぐあいに思っております。

いずれにしても、この思いを何とか貫いていきたいということで、6月の9日から7月の8日までだったでしょうか、10日までだったでしょうか、この約1カ月間をかけて22集落、全集落を回りまして、この2町との合併協議会の状況、また署名活動の法的な対応、そして私の思いというものを特別職、助役なり教育長、そして管理職3名、3班に分けまして、集落を回って説明したところでございます。参加していただいた方は幾らか理解をいただいたと思っておりますけれども、署名された方の姿が少なかったのではないかなという思いもしております。やはりひとつ聞く耳を持っていただけたらなという思いを一つは持っております。有権者の2割が今、署名をしておられまして、幾らかこころを御理解をいただいて、一たん決まったことについては、多少不足があったとしても、この2町合併のいいまちづくりを目指して、今のある力というものを本来は私らの方にぶつけていただきたいというぐあいに思っております。

いずれにしても、どういう格好で今後出てこられるかわかりませんが、ひとつこの2町合併をお互いが知恵を出し合ったり、力を合わせて、いい姿に取り組んでいきたいものだというぐあいに願っております。大変私も力不足といいますか、皆さんに大変こころを御迷惑、御心配をおかけしておりますことを深くおわびも、またいろんな面で御理解を賜りたいと思っております。ありがとうございました。

坂本会長 それでは、以上で閉会にしたいと思います。御苦労さんでございました。

(午前11時20分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員